

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

末藤 和正 (JA 愛知県厚生連海南病院)

社会問題を多角的に捉え、専門家が連携することは重要です。高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催しています。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加可能です。令和5年1月14日にオンラインで開催され、各会代表者等が参加しました。

テーマ：優生保護法被害訴訟から障がい者差別を問い直す

報告者：高森裕司弁護士

愛知優生保護法被害弁護団事務局長 弁護士法人名古屋南部法律事務所平針事務所

経緯：戦後の復員、食糧難、人口抑制等を背景に、与野党の超党派の議員立法案として提出され、1948年、優生保護法が制定された。不良な子孫の出生防止と、母性の生命健康保護を目的とした。「先天性遺伝病者の出生抑制が、国民の急増防止、民族の逆淘汰防止から極めて必要」と、参議院厚生委員会で法案説明され、衆参とも全会一致で可決された。世論も歓迎した。

方法：優生手術（優生上の理由による不妊手術）は、①遺伝性疾患とされた人は都道府県審査会の決定により、本人・保護者の同意なしで実施可能、②非遺伝性の精神病や知的障がいとされた人は、審査会の決定と保護者の同意により、本人の同意なしで実施可能、③遺伝性疾患患者や近親者、ハンセン病者は、本人・配偶者の同意により実施可能とされた。

問題①：特定の疾患や障がいを不良とみなし、増加防止が公益にかなうとする「障がい・障害者差別」
憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」に反する「個人の尊厳の否定」
子を産むか産まないかの選択権（リプロダクティブ・ライツ）を一方的に奪う

問題②：遺伝性に科学的根拠が薄いうえ、非遺伝性にも拡大適応した。社会防衛的・犯罪予防的に、遺伝性疾患を軽視した。強制・身体拘束・麻酔薬施用・欺罔等による実施を厚労省通知で認めていた。法的に認められていなかった子宮・睾丸摘出まで実施した。結婚や施設入退所の条件とされた。

実例：映画に行こうと誘い出して実施。施設職員に羽交い絞めで連れて行かれ実施。母胎に注射され真っ黒に変色した死産。出生した乳児を体重計の皿に置き放置。都道府県に強制不妊の年間目標件数。知的障がい児施設に強制不妊マニュアル。児童相談所が対象児童を県に報告。豊学校長が在校生・卒業生・保護者等へ推奨。子宮筋腫と虚偽の診断名を付け子宮摘出。

改正：1960年代後半、強制不妊から障がい児の中絶「不幸な子どもの生まれない運動」に転換
1996年、優生保護を削除し、母体保護法に改正したが、優生手術、出生前診断による中絶が続く。

対応：全国9都道府県、31名の原告が国を提訴し、違憲・違法判決が出るが、内容にばらつきがある。知らないうちにされていた、言えなかった、該当者が高齢化・死亡している等により、原告が限られている。早期に最高裁・国の判断を引き出したく、鋭意取り組んでいる。
国・県・弁護士会・裁判所（・報道・医師会）等の各方面が自戒している。
真に目指すのは「差別のない社会」である。障がい者の出産・子育て、子どもの権利。

所感：講師・聴講者とも、当時から従事していた世代の方は特に、バツが悪そうに自戒されていた。

次回予定 ※変更することがあります。詳細は、会報・HP等で案内予定です。

テーマ：触法（仮） 日時：令和5年4～5月の（土）午後1時～午後3時
講師：未定 場所：Zoom リアルタイムのみ